

登録済加入者情報の開示請求に係る費用改定のお知らせ

(改定日 2026年10月1日(木))

2026年10月1日(木)から、登録済加入者情報の開示請求(以下「開示請求」)に係る費用(以下「開示費用」)を、下記のとおり改定いたします。

記

1. 開示費用の改定内容

当社は、個人情報保護法第33条に基づき、開示請求を受け付けております。また、開示費用については、同法第38条第2項における「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定める」との規定に則り、事務処理コストの実費相当額を、請求者にご負担いただく取扱いとしておりますが、近年の社会情勢の変化に伴うコストの増加を受けて、以下のとおり開示費用を改定することといたします。

<改定前及び改定後の開示費用>

開示請求者の区分	改定前の開示費用(税込)	改定後の開示費用(税込)
本人	4,400円	6,050円
遺言執行者	6,050円	6,050円
法定相続人 (法定相続情報一覧図の利用あり)	4,950円	6,050円
法定相続人 (法定相続情報一覧図の利用なし)	6,050円	7,700円

2. 改定後の開示費用の適用日

改定後の開示費用は、**開示請求書を提出した郵便の消印日**に基づいて適用します。**郵便の消印日が「2026年10月1日(木)」以降の場合、改定後の開示費用を適用**します。(注)

(注) 「同一株主に関する初回の開示請求書の提出を目的とした郵便」(以下「初回の郵便」)の消印日に基づいて適用します。
2026年9月30日(水)の消印日で初回の郵便を送付後、提出書類の不備不足等の理由で2026年10月1日(木)以降に追加の書類を提出した場合には、引き続き改定前の開示費用を適用します。

3. その他留意事項

- 改定前の開示費用が記載された開示請求書をご利用いただいた場合や、開示請求書に2026年9月30日(水)以前の日付が記入されていても、初回の郵便の消印日が「2026年10月1日(木)」以降の場合は、改定後の開示費用を適用します。
- 同一株主に関する2件目以降の調査対象住所に係る追加費用(1件あたり1,100円(税込))の改定はありません。

以上